

仕 様 書

1 委託業務名

富山県広報紙「県広報とやま」制作業務

2 業務目的

県民参加によるオープンでわかりやすい県政の実現に向けて、県民の県政への関心や理解を深めるため、県の主要施策や県内情報等を掲載する富山県広報紙を発行する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 県広報とやまの制作

ア 発行回数等

- (ア) 発行回数 年5回（令和7年6、8、10月号、令和8年1、4月号）
- (イ) 発行部数 350,000部/回
- (ウ) 配布方法 新聞折込みのほか、県内医療機関、県関係施設、市町村窓口、郵便局、コンビニ等に配置

イ 規格等

- (ア) サイズ タブロイド判
- (イ) ページ数 4ページ（表紙及び裏表紙を含む。）
- (ウ) 写真 約40点
- (エ) 色彩 オールカラー4色
- (オ) 製本 1回折り（針金止めは行わない）
- (カ) 広告枠 面積 250平方センチメートル（縦 約10cm × 横 約12.5cm × 2枠）

ウ 制作方法等

(ア) 編集

県が提供する原稿に基づき、不足写真、イラスト、挿絵等を手配し、リライト、デザイン、レイアウトの実施など、県民が読みやすく、かつ、わかりやすくなるよう編集し、県の校正を受けること。ただし、県が指定するコーナーは、企画立案し、県の承認を得て、取材（2～3か所）、写真撮影、原稿作成など、編集を行うものとする。

(イ) 制作管理

編集した版下データは、別に指定する印刷事業者へ引き渡し、色校正等の制作管理を行うこと。

なお、広告枠は、広告掲載を希望する事業者と県の間で調整が整う場合、県が別に指定する広告掲載事業者から完全アウトラインデータによる「完全版下原稿」の引き渡しを受けること。この「完全版下原稿」の色校正は行わない。

(ウ) ホームページ用のテキストデータ等の編集

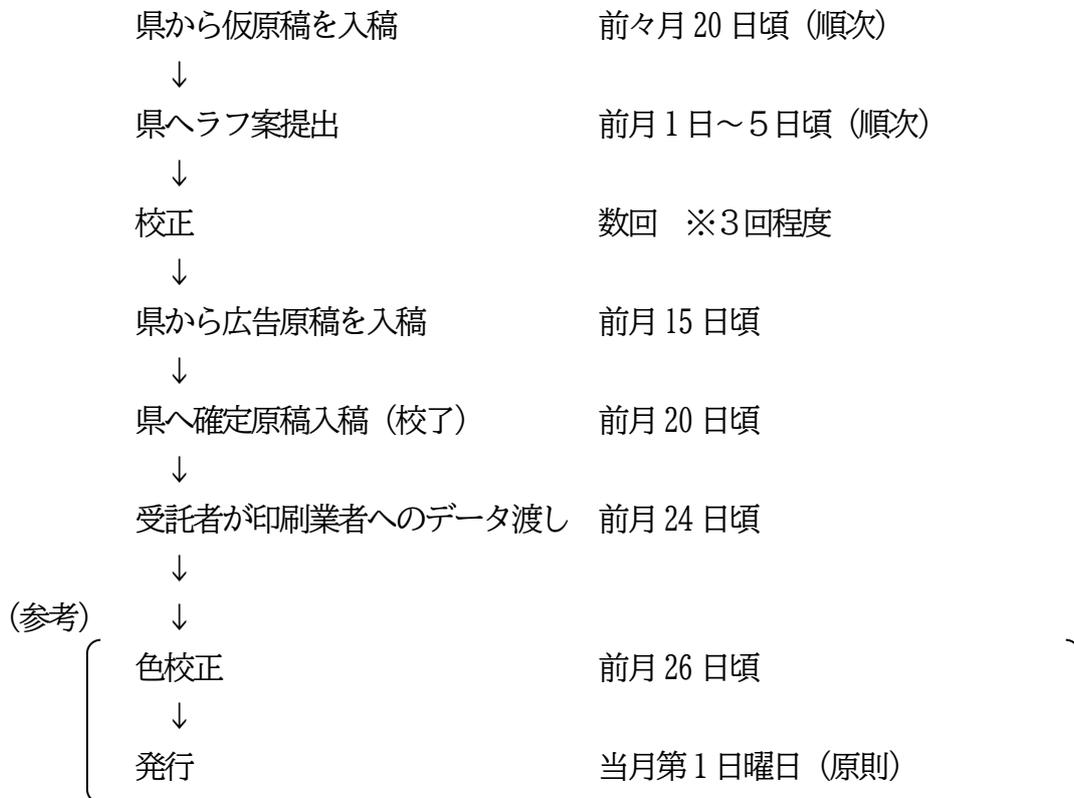
版下データを県のホームページ掲載用に編集したものを県に提出すること。

なお、リース写真等、転載に制限のあるものは、その都度協議する。

(エ) 完成原稿データの提出

各回校了後、すべての原稿データをCD等の記録媒体にて2部県へ提出すること。

(オ) 基本的な制作スケジュール（目安）



(2) インターネット広告の配信

「県広報とやま」の周知（特に若年層）を目的として、年1回以上、県のSNSアカウント（LINE、Instagram、Facebook のいずれか）を活用したインターネット広告を行う。効果的なクリエイティブを作成し、県と協議の上、配信時期や期間等を設定し、広告を配信すること。また、配信終了後にはアクセス数等の実績を報告すること。

5 著作権

ア 版下データ（成果物）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県が必要とする場合は、特段の協議を経ずに、成果物を利用すること

- (第三者への貸与及び譲渡を含む。)ができる。ただし、リース写真等は、この限りでない。
- イ 受託者は、通常想定される範囲内における成果物の改編については、著作者人格権を行使しないものとする。
 - ウ 受託者は、県の承諾を得て、成果物を利用すること（第三者への販売、貸与、譲渡等を除く。）ができる。
 - エ 受託者が委託業務を行うに当たり生じた著作権等に係る第三者との紛争についての責任は、受託者が負うものとする。

6 その他

- ア 「県広報とやま」の掲載内容については、県において一部編集のうえ、「富山と東京」（東京富山県人会）に転載する。
- イ 本仕様書に定めのない事項であっても、委託者が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときには、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。